

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 職業安定部

1. 新規高卒者等就職面接会を開催します。

担当：職業安定課 山下・松尾 電話：024-529-5396

資料No.1

- 来春高等学校卒業予定者及び既卒3年以内の方を対象とする就職面接会を開催します。

会場名	開催日時	開催場所	問い合わせ先
郡山会場	令和7年10月7日 (火) 13:00～16:00	ビッグパレット ふくしま	郡山新卒応援 ハローワーク TEL024-927-4633
福島会場	令和7年10月15日 (水) 13:00～16:00	コラッセふくしま	福島新卒応援 ハローワーク TEL024-529-7649
いわき会場	令和7年10月15日 (水) 13:00～15:30	いわき産業創造館 LATOV6階	ハローワークいわき TEL0246-23-1421
会津若松会場	令和7年10月20日 (月) 13:00～15:00	会津アピオスペース	ハローワーク会津若松 TEL0242-26-3333

2. ふくしま合同就職面接会&業界説明会を開催します。

担当：職業安定課 山下・松尾 電話：024-529-5396

資料No.2

- 来春大学等卒業予定者などを対象とした就職面接会を開催します。また、大学3年生など、卒業年次前の学生に対しては、当日参加企業がその業界の説明を行います。

開催日時	開催場所	参加企業数(予定)
令和7年10月20日(月) 13:00～16:00	ビッグパレットふくしま	50社

1 職業安定部

3. 「ユースエール認定企業に対する認定通知書交付式」を開催します。

担当：職業安定課 山下・松尾 電話：024-529-5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に、次の企業を認定しました。

- 交付式日時 令和7年10月29日（水）14：00予定
- 会 場 福島第二地方合同庁舎 3階会議室
- 認定企業
株式会社高橋建設（建設業）
所在地 喜多方市桜ガ丘2丁目116番地
従業員（常用労働者）数 28名
【認定年月日 令和7年9月3日】

山木工業株式会社（建設業）
所在地 いわき市平谷川瀬3丁目1番地4
従業員（常用労働者）数 81名
【認定年月日 令和7年9月26日】

アサヒ電子株式会社（電子機器製造業）
所在地 伊達市坂ノ下15
従業員（常用労働者）数 236名
【認定年月日 令和7年9月26日】

1 職業安定部

4. 県内各ハローワークで「障害者就職面接会」を開催します。

資料No.3

担当：職業対策課 佐藤 電話：024-529-5463

ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山・白河・須賀川・相双・二本松が各地のイベント会場において集合型の障害者就職面接会を開催します。

お仕事を探している障害のある方と企業の採用ご担当者が、直接会って話ができる機会となります。

※各会場の開催日等については、別添の案内リーフレットをご覧ください。

1 職業安定部

5. 「学びへGo！」キャンペーンについて

令和7年10月～12月、公的職業訓練の受講促進及びリ・スキリングによる能力向上支援の促進するため「学びへGo！」キャンペーンを実施。このキャンペーン期間中、人材開発に向けた各種支援策をさらに一層推進するため、さまざまな取組を行っています。

(1) ハロートレーニング出張相談会、集中広報活動を実施します。

担当：訓練課 渡部 電話：024-536-7733

公的職業訓練の制度及び開講コース等の各種情報について、広く地域住民への周知を図り職業訓練の受講を促進するため、県内のハローワークでは集中広報活動を実施します。

安定所名	開催日	開催時間	開催場所
福島	令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月31日（金）	－	福島交通 飯坂電車、バス、福島駅にポスター掲示
いわき	令和7年10月・11月 ※日時未定	13:00～15:00 （予定）	ハロートレーニング出張相談会
会津若松	令和7年11月 ※日時未定	－	会津地域コミュニティFM「FM会（愛'S）津」によるラジオ放送
郡山	令和7年10月1日（水）～ 令和7年11月30日（日）	－	郡山駅東口連絡通路にポスター掲示
	令和7年11月14日（金）	－	ポリテクセンターものづくり職業体験会
白河	令和7年11月1日（土）～ 令和7年11月30日（日）	－	自治体発行の広報誌、公共施設等への チラシ・ポスター・HP掲載 白河市・泉崎村とコラボしたLINE 投稿
須賀川	令和7年11月 ※開催日未定	13:30～15:30 （予定）	ハロートレーニング出張相談会 （須賀川市役所）
相双	令和7年10月17日（金）	12:30～14:15	ハロートレーニング出張相談会 （まるさん・あったまるアリーナ）
二本松	令和7年10月22日（水） 令和7年10月23日（木）	13:00～16:30	ハロートレーニング出張相談会 （ベイシアスーパーセンター安達店）

1 職業安定部

5. 「学びへGo!」キャンペーンについて

(2) 福島県地域職業能力開発促進協議会を開催します。

担当：訓練課 阿久津 電話：024-536-7733

福島県内の関係機関の参画を受け、公的職業訓練の効果の把握・検証等を通じた訓練内容の改善等の協議を行い、地域のニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するために開催します。

また、これらの協議等を踏まえて、来年度（令和8年度）の福島県地域職業訓練計画の策定方針を決定することとしています。

- ◇開催日時 令和7年11月4日（火） 10:00～12:00
- ◇開催場所 福島第二地方合同庁舎1階会議室
- ◇構成員 学識経験者、事業主団体、労働者団体、職業訓練・教育訓練実施団体実施団体等、民間職業紹介事業者、福島県、福島労働局

福島労働局職業安定部公式YouTube



福島労働局職業安定部訓練課Instagram



厚生労働省 ハロートレーニング HP



2 雇用環境・均等室

1. 『第43回 福島地方労働審議会』の開催

担当：雇用環境・均等室 長面川 電話：024-536-2777

令和7年度における福島労働局行政運営方針の進捗状況について労働者・使用者・公益を代表する委員により、以下のとおり、審議されます。

- 1 開催日時
令和7年10月23日（木）14:00～16:00
- 2 開催場所
ラコパふくしま（福島市仲間町4-8）
- 3 審議事項
令和7年度福島労働局行政運営方針の進捗状況について

2 雇用環境・均等室

2. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

担当：雇用環境・均等室 安保 電話：024-536-2777

資料No.4

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直すとともに、福島県の魅力に触れよう！

●厚生労働省（福島労働局）では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行っております。

●福島県の特徴を活かしたポスター・リーフレットを作成し、年休を取得しやすい時季を捉えた年休を取得しやすい環境づくりを進めています。



2 雇用環境・均等室

3. 「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 指導係 菅野 電話：024-536-4609

福島労働局は下記企業から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、5つ全ての認定基準を満たしていることから「第3段階」に認定しました。

つきましては、認定通知書交付式を下記日程により開催します。

○えるぼし認定企業

企業名	所在地	認定年月日
株式会社 S E I 喜羅里	喜多方市	令和7年8月12日

○認定通知書交付式

日時 令和7年10月14日（火） 午後2時

会場 福島第二地方合同庁舎1階会議室（福島市花園町5-46）

2 雇用環境・均等室

4. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2025 10月度(ZOOM)」を開催します。

担当：雇用環境・均等室 菅野 電話：024-536-4609

資料No.5

令和7年改正の労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法（カスタマーハラスメント及び就活ハラスメント防止措置関係）を含むハラスメント防止措置、改正労働安全衛生法等による50人未満の企業を含む全ての事業場でのストレスチェックの義務化及び同一労働同一賃金の遵守に理解を深めていただくため、福島労働局では、福島働き方改革センターと共催で、オンラインセミナー（ZOOM）を開催することとしましたので、お知らせいたします。

○セミナー日程（各回定員100名まで）

- ①令和7年10月9日（木） 午後2時～午後4時
- ②令和7年10月15日（水） 午後2時～午後4時
- ③令和7年10月17日（金） 午後2時～午後4時

○セミナー内容

- ①改正女性活躍推進法、同一労働同一賃金の遵守
- ②メンタルヘルス対策について
- ③ハラスメント関連法改正と防止措置について



1 労働基準部

1. 福島県最低賃金を1,033円(時間額)に改正決定しました。

資料No.6

担当：賃金室 安田 電話：024-536-4604

- 福島労働局長は、9月5日に福島地方最低賃金審議会より改正答申のあった福島県最低賃金について、9月24日に答申通り78円引上げて

1,033円(時間額)

に改正することを決定しました。

- 改正された最低賃金は、官報公示を経て発効します。
発効日は、令和8年1月1日です。
- 厚生労働省や中小企業庁等では、様々な最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策を行っています(資料No.6-1参照)。
 - ・ 賃金引上げに関する支援としては、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。そのため、令和7年度予算において「賃上げ」支援助成金パッケージを取りまとめました。
 - ・ また、労務費の価格転嫁に係る価格交渉については、発注者及び受注者がそれぞれ取るべき行動及び求められる行動に関し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が定められています(内閣官房及び公正取引委員会策定)。ご不明な点がございましたら、最寄の労働基準監督署にご相談ください。
- 併せて、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に応じる「働き方改革推進支援センター」などがありますので、ご利用ください(資料No.6-2参照)。

2 職業安定部

1. 「教育訓練休暇給付金」が創設されました。

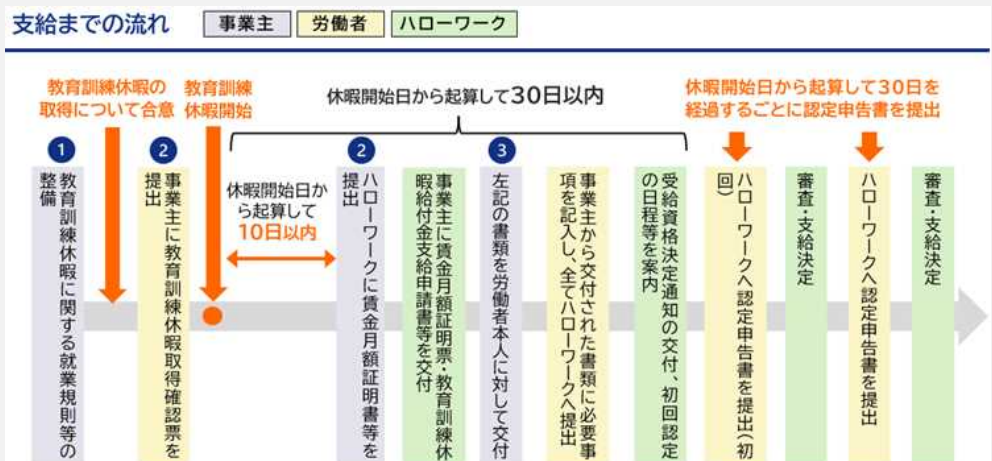
担当：職業安定課 雇用保険係 電話：024-529-5389

資料No.7

「教育訓練休暇給付金」とは

労働者が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上[※]の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。



<厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

<QRコード>



2 職業安定部

2. 令和7年10月から「リ・スキリング等教育訓練支援融資」が創設されました。

担当：訓練課 三船 電話：024-536-7733

資料No.8

令和7年10月から、**スキルアップ等を目指す方々を支援する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」が創設**されました。生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資します。

また、訓練を修了した方が、**一定の要件を満たした場合、債務残高の返済が一部免除**されます。

1 融資対象者

融資を利用できる方の主な要件は以下のとおりです。

提出いただく書類に基づき、ハローワークの手続の中で確認します。

- (1) **ハローワークに求職の申込み**をしていること
- (2) 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- (3) 労働の意思と能力があること
- (4) **職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと** など

2 融資対象教育訓練

- (1) 訓練期間が1ヶ月以上4年以内のもの
- (2) 以下のいずれかに当てはまるもの
 - ア 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校
または各種学校が提供する教育訓練
 - イ 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練
 - ウ 求職者支援訓練または公共職業訓練等

3 融資内容

- (1) 融資実施機関

融資は労働金庫（ろうきん）から行います。

- (2) 融資額・融資方法

「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」に対して融資

1 労働基準部

1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 大内 電話：024-536-4603

令和7年（8月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和7年		前年同期		対前年比(死傷者数)	
		死傷者数	うち死亡者数	死傷者数	うち死亡者数	増減数	増減率(%)
全業種合計		1,265	8	1,247	8	18	1.4
製造業		283	1	262	1	21	8.0
鉱業		9	0	4	0	5	125.0
建設業		174	2	192	5	-18	-9.4
運輸交通業		139	1	164	1	-25	-15.2
貨物取扱業		7	0	10	0	-3	-30.0
農林業		36	1	31	0	5	16.1
畜産・水産業		17	0	14	0	3	21.4
上記以外の事業小計		600	3	570	1	30	5.3
	商業	211	0	194	1	17	8.8
	金融広告業	8	0	7	0	1	14.3
	保健衛生業	149	0	144	0	5	3.5
	接客娯楽業	96	2	83	0	13	15.7
	清掃・と畜業	50	1	81	0	-31	-38.3
	上記以外の事業	86	0	61	0	25	41.0

福島県内に就職希望のみなさん

令和7年度



新規高卒者等就職面接会

対象者

* 令和8年3月新規高等学校卒業予定者(就職未内定の方)

* 令和5年3月以降に高等学校を卒業した方(既卒3年以内の方)

郡山会場

10/7(火)

13:00~16:00

ビッグパレットふくしま

(郡山市南二丁目52)

問い合わせ

郡山新卒応援ハローワーク

024-927-4633

いわき会場

10/15(水)

13:00~15:30

いわき産業創造館

(LATOV6階) (いわき市平字田町120)

問い合わせ

ハローワークいわき

0246-23-1421(43#)

福島会場

10/15(水)

13:00~16:00

コラッセふくしま

(福島市三河南町1-20)

問い合わせ

福島新卒応援ハローワーク

024-529-7649

会津会場

10/20(月)

13:00~15:00

会津アピオスペース

(会津若松市インター西90)

問い合わせ

ハローワーク会津若松

0242-26-3333(42#)

参加者募集

ふくしま 合同就職面接会 & 業界説明会



令和7年

10.20

13:00

16:00

いい出会いはココにある

ビッグパレットふくしま

多目的展示ホール A(1F)

福島県郡山市南二丁目5番地

対象

- ①令和8年3月に大学院・大学・短期大学・
高等専門学校・専修学校を新規卒業(修了)予定者
- ②令和5年3月以降に上記①を卒業(修了)した方
- ③概ね35歳未満の若年求職者
- ④卒業・修了年次の前の方
- ⑤保護者等

無料

シャトルバス運行

雇用保険基本手当の
支給に必要とされる
求職活動(1回)に
認定されます。

参加企業数

50社

ユースエール
認定企業も参加

ハローワーク等の各機関による職業相談、
各種支援及び情報提供も行います。

参加
無料服装
自由入退場
自由予約
不要

要予約

※10/19(日)までに
お申し込みください!

郡山駅
Koriyama Station

福島駅
Fukushima Station

ビッグパレット
ふくしま
BIG PALETTE FUKUSHIMA

★お申し込み・詳細は
HPよりご確認ください。

※当日のご参加も可能ですが、
事前にお申し込みいただくと
スムーズに参加いただけます。



※各大学、専門学校等の近隣からも運行を予定しております。詳しくはHPをご覧ください。

お問い合わせ

事務局：株式会社飛馬 TEL：0246-38-6117

主催：厚生労働省福島労働局（新卒応援ハローワーク・ハローワーク）/ 福島県 共催：郡山市
後援：アカデミア・コンソーシアムふくしま / 福島県商工会議所連合会 / 福島県商工会連合会 /
福島県中小企業団体中央会 / 福島県経営者協会連合会 / 福島県中小企業家同友会





令和7年度

障害者就職面接会

会場名	開催日時	開催場所
福島会場	令和7年10月17日（金） 13：00～16：00	コラッセふくしま4階多目的ホール （福島市三河南町1-20）
いわき会場	令和7年10月21日（火） 13：30～16：00	いわき産業創造館（LATOV6階） （いわき市平字田町120）
会津若松会場	令和7年10月24日（金） 13：00～16：00	アピオスペース（展示ホール） （会津若松市インター西90）
郡山会場	令和7年11月5日（水） 13：30～16：00	ビッグパレットふくしま （郡山市南二丁目52）
白河会場	令和7年10月20日（月） 13：30～15：30	東京第一ホテル新白河 （西白河郡西郷村道南東7）
須賀川会場	令和7年10月23日（木） 14：00～16：00	労働福祉会館 1階大会議室 （須賀川市茶畑町65）
相双会場	令和7年11月7日（金） 1部 10：00～12：00 2部 14：00～16：00	道の駅 南相馬 （南相馬市原町区高見町2丁目30-1）
二本松会場	令和7年11月13日（木） 14：00～16：00	二本松市市民交流センター （二本松市本町2丁目3-1）



主催：福島労働局・ハローワーク

< 令和7年度 障害者面接会のご案内 >

ー 県内8会場で開催 ー

10月、11月に、福島県内のハローワークにおいて、
仕事をお探しの障害のある方と企業の採用ご担当者が
会する就職面接会開催いたします。



♪ 面接会に参加を希望する求職者の皆さまへ

- ・ 仕事を探している障害者の方が対象となります。
- ・ 面接会に参加を希望される方は、開催日の概ね1ヶ月前までに、最寄りのハローワークの窓口まで問合せください。
- ・ 当日は、開催するハローワークの指示に従い、応募書類等を準備してご参加ください。

♪ 面接会に参加を希望する事業所の皆さまへ

- ・ 参加を希望する場合は、障害者用の求人票の提出が必要となりますので、下記にある各会場の「事業所問い合わせ先」までお問い合わせください。
- ・ 事業所参加申込みは、概ね1ヶ月前までに申込みください。なお、各会場とも設置するブースの関係上ご希望どおりご参加いただけないこともありますので御了承ください。

【お問い合わせ・申込み先】県内ハローワーク一覧

会場名	問い合わせ先	電話番号	ハローワーク
福島会場 10/17(金)	求職者	024(534)4121 部門コード45#	ハローワーク福島 専門援助部門
	事業所	024(534)4121 部門コード32#	ハローワーク福島 雇用管理部門
いわき会場 10/21(火)	求職者	0246(23)1421 部門コード44#	ハローワークいわき 専門援助部門
	事業所	0246(23)1421 部門コード32#	ハローワークいわき 助成金コーナー
会津若松会場 10/24(金)	求職者	0242(26)3333 部門コード45#	ハローワーク会津若松 専門援助部門
	事業所	0242(26)3333 部門コード32#	ハローワーク会津若松 求人企画部門（雇用指導官）
郡山会場 11/5(水)	求職者	024(942)8609 部門コード44#	ハローワーク郡山 専門援助部門
	事業所	024(942)8609 部門コード32#	ハローワーク郡山 求人企画部門（雇用指導官）
白河会場 10/20(月)	求職者	0248(24)1256	ハローワーク白河 求人・専門援助部門
	事業所	0248(24)1256	ハローワーク白河 求人・専門援助部門（雇用指導官）
須賀川会場 10/23(木)	求職者	0248(76)8609	ハローワーク須賀川 求人・専門援助部門（障害者相談窓口）
	事業所	0248(76)8609	ハローワーク須賀川 求人・専門援助部門（雇用指導官）
相双会場 11/7(金)	求職者	0244(24)3531	ハローワーク相双 求人・専門援助部門（職業相談係）
	事業所	0244(24)3531	ハローワーク相双 求人・専門援助部門（求人係）
二本松会場 11/13(木)	求職者	0243(23)0343	ハローワーク二本松 求人・専門援助部門
	事業所	0243(23)0343	ハローワーク二本松 求人・専門援助部門（雇用指導官）

もっと自分らしい
働き方
休み方
Refresh!

計画的な
取得で
実りある
休暇を！

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト▶



もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期＝4月～9月の間で3日間 後期＝10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。
〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



年次有給休暇を 活用して福島県の 魅力に触れよう

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。



福島労働局雇用環境・均等室 福島働き方改革推進支援センター 共催

魅力ある職場づくり推進セミナー2025(10 月度)

zoom

形式で開催

メンタルヘルス対策
ストレスチェックが
義務化されますいずれの回も
セミナー内容
は同じです1 回目
10/9
(木)2 回目
10/15
(水)3 回目
10/17
(金)

開催時間

14:00~16:00

いずれの回も開催時間は同じです

※各回・先着 100 名となります

セミナー内容

第1部

改正女性活躍推進法
同一労働同一賃金の遵守

第2部

メンタルヘルス対策
について

第3部

ハラスメント関連法改正と
防止措置について

お申込み先

福島働き方改革推進支援センターHP

※WEB での申込が難しい場合は、右記お問合せ先へ
お電話ください。

働き方改革 福島 検索



お問合せ

福島働き方改革推進支援センター
(福島県社会保険労務士会)〒960-8252 福島市御山字三本松 19-3
TEL:0120-541-516

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

⑤固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じること、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307（IP 電話等からのお問い合わせ）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び 12/29~1/3 を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先

- ・事業承継・M&A 補助金事務局 050-3145-3812



事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

- ＜「宣言」の内容について＞
 - ・中小企業庁企画課 03-3501-1765
- ＜「宣言」の提出・掲載について＞
 - （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



4. 資金繰りに関する支援

⑪セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑫小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑬地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

⑭人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

⑮人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

⑯建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

⑰特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇い入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

⑱早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

②⑦産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額 8,635 円/1人1日あたり(1事業主あたり 1,000 万円))します。

②⑧働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

②⑨よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

③⑩下請かけこみ寺

問い合わせ先

・(公財)全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

③⑪働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

③⑫中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



＼ 中小企業・小規模事業者の皆さま ＼

働き方改革は無料 進んでいますか？



専門家の社会保険労務士が対応!!

働き方改革を進めるにあたり、無料で専門家の社会保険労務士が企業訪問による相談、事業場内研修等のセミナー講師の派遣に応じています。



人手不足を
解消したい

賃金を
上げたい

助成金について
知りたい

残業を
削減したい

ハラスメント防止
の事業所内研修
を開催したい

育児休業、
産後パパ育休
の支援について
知りたい

パート・
有期雇用者の
処遇改善を
図りたい

その他

- 就業規則を見直したい。
- 定年を延長したい。
- その他労働関係の悩み・疑問について相談したい。

働き方改革関連助成金

- 業務改善助成金
- キャリアアップ助成金

令和7年(2025)

育児・介護休業法改正により令和7年4月1日と10月1日から
所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大
柔軟な働き方を実現するための措置が義務化

相談方法

- センターへの来所・電話・メールは随時受付
- オンライン 専門家の企業訪問は裏面申込書にて FAX 受付

福島働き方改革推進支援センター

(全国社会保険労務士会連合会)

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月～金 9:00am～5:00pm 祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fukushima@workstylereform.net

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/fukushima.html>



厚生労働省委託事業

福島働き方改革推進支援センター行き
(福島県社会保険労務士会)
FAX 024-533-2380

相 談 等 申 込 書

相談方法	☐ 来所 ☐ オンライン ☐ 専門家の企業訪問																						
貴 社 名		代表者名																					
所属部署		役 職 担当者名																					
住 所	〒																						
電 話 e-mail		希望日時	月 日 () : ~																				
相談したい内容（いくつでも☑できます） <table><tr><td>☐働き方改革の内容を知りたい</td><td>☐時間外労働を削減したい</td></tr><tr><td>☐パート・有期雇用者の待遇改善を図りたい</td><td>☐就業規則を作成したい</td></tr><tr><td>☐賃金・評価制度を見直したい</td><td>☐就業規則を見直したい</td></tr><tr><td>☐労働条件を見直したい</td><td>☐変形労働時間制を検討したい</td></tr><tr><td>☐うつ病の社員の対応について相談したい</td><td>☐療養と仕事を両立させたい</td></tr><tr><td>☐子育て・介護と仕事を両立させたい</td><td>☐ハラスメント防止を図りたい</td></tr><tr><td>☐70歳までの就業機会を検討したい</td><td>☐安全衛生管理体制を強化したい</td></tr><tr><td>☐人手不足を解消したい</td><td>☐助成金をもっと活用したい</td></tr><tr><td>☐その他労務管理</td><td></td></tr><tr><td>☐事業所内研修を開催したい</td><td></td></tr></table> 下欄に希望日時、テーマを記入してください [具体的な相談内容] 関与している社会保険労務士が（ <u>いる</u> ・ いない ） → 関与社会保険労務士にご相談ください。 *厚生労働省の委託事業ですから安心です。				☐ 働き方改革の内容を知りたい	☐ 時間外労働を削減したい	☐ パート・有期雇用者の待遇改善を図りたい	☐ 就業規則を作成したい	☐ 賃金・評価制度を見直したい	☐ 就業規則を見直したい	☐ 労働条件を見直したい	☐ 変形労働時間制を検討したい	☐ うつ病の社員の対応について相談したい	☐ 療養と仕事を両立させたい	☐ 子育て・介護と仕事を両立させたい	☐ ハラスメント防止を図りたい	☐ 70歳までの就業機会を検討したい	☐ 安全衛生管理体制を強化したい	☐ 人手不足を解消したい	☐ 助成金をもっと活用したい	☐ その他労務管理		☐ 事業所内研修を開催したい	
☐ 働き方改革の内容を知りたい	☐ 時間外労働を削減したい																						
☐ パート・有期雇用者の待遇改善を図りたい	☐ 就業規則を作成したい																						
☐ 賃金・評価制度を見直したい	☐ 就業規則を見直したい																						
☐ 労働条件を見直したい	☐ 変形労働時間制を検討したい																						
☐ うつ病の社員の対応について相談したい	☐ 療養と仕事を両立させたい																						
☐ 子育て・介護と仕事を両立させたい	☐ ハラスメント防止を図りたい																						
☐ 70歳までの就業機会を検討したい	☐ 安全衛生管理体制を強化したい																						
☐ 人手不足を解消したい	☐ 助成金をもっと活用したい																						
☐ その他労務管理																							
☐ 事業所内研修を開催したい																							

申し込み頂いた会社、個人情報相相談支援事業に関する以外には使用致しません。

事業主
向

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さまへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である**労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき**、教育訓練を受けるための**無給の休暇を取得**することが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、**手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です**。
下記の**支給までの流れ**をご確認ください。

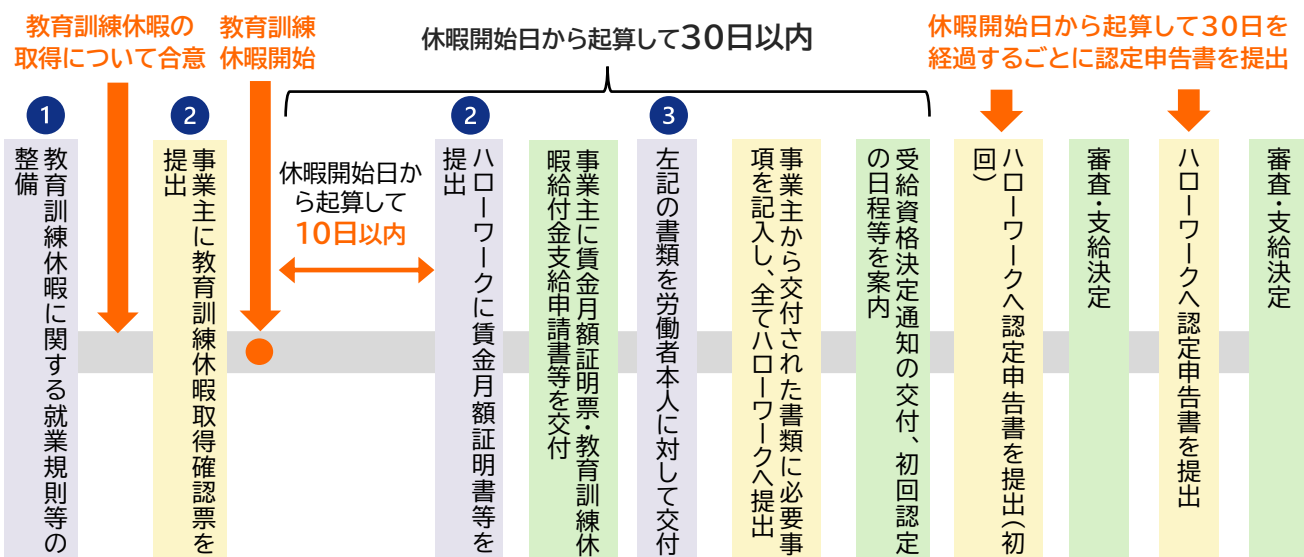
注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主

労働者

ハローワーク



- 1 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- 2 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。
その上で、労働者の休暇開始日から起算して**10日以内**に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、必要事項を記入した教育訓練休暇取得確認票、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- 3 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、
ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。



労働者
向 け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

給付日数・給付日額等

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます(失業給付の算定方法と同じです)。

< 給付日数 >

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

< 支給額のイメージ >

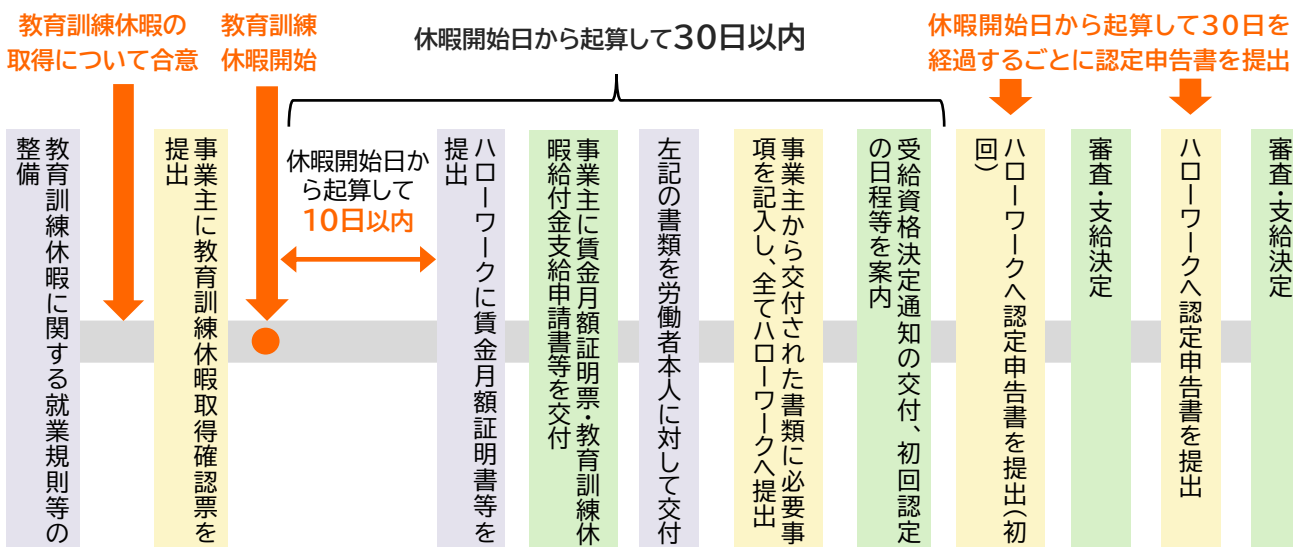
額面月収	給付月額
350,000円	約195,000円

主な支給要件

- ・ 休暇開始前**2年間に12か月以上**の被保険者期間があること
(原則、11日以上勤務実態がある月が被保険者期間として算定の対象になります)
- ・ 休暇開始前に**5年以上**、雇用保険に加入していた期間があること
(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)
- ・ 業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給の休暇を取得していること

支給までの流れ

労働者 事業主 ハローワーク



注意事項

教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません(ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません)。

教育訓練休暇の取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になりますので、教育訓練休暇の取得にあたっては、事業主の方とよくご相談ください。また、教育訓練休暇給付金の支給に関しては、別途詳細な要件がありますので、「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及びホームページをご確認いただき、ご不明な点は、住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。



「リ・スキリング等教育訓練支援融資」 のご案内

制度を活用し、生活面の不安なく教育訓練を受けませんか？

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」は、スキルアップ等を目指す方々を支援するため、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資する制度です！

融資内容

ハローワークで貸し付け要件の確認などの手続き後、別途、ハローワークが指定する金融機関（労働金庫）で貸し付けの手続きが必要です。**その結果、融資を受けられないもしくは融資額が減額となる場合があります。**

	融資額	
教育訓練費用	年収200万円以上の方	年額最大120万円×最長2年間
	年収200万円未満の方※または離職者	年額最大120万円×最長1年間
	融資対象費用：入学金、授業料の他、実習費、受験費用、学用品（パソコン、タブレット等）代 等 （融資申込時点で支払済の費用は、領収書等で支払いが確認できる受験費用のみが融資対象）	
生活費	年収200万円以上の方	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長24か月）
	年収200万円未満の方※または離職者	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長12か月）

※収入証明がない方も含みます。

- ・ 融資利率は年2.0%の固定金利（信用保証料0.5%を含む）。元金と利息の返済が遅れたら、遅延している元金に対し年14.5%の損害金（遅延利息）の支払い義務が発生します。
- ・ 担保および保証人は不要（ただし、労働金庫が指定する信用保証機関の利用が必要）です。
- ・ 3か月毎にハローワークで職業相談を受ける必要があります。

貸付方法

- ・ 教育訓練費用：入学金、授業料等の教育訓練機関に支払いが必要な費用は、労働金庫より教育訓練機関に直接振り込みます。その他は本人の口座（労働金庫の口座に限ります。労働金庫に口座がない場合は、手続きの際に口座を開設する必要があります。生活費においても同じ。）へ振り込みます。
- ・ 生活費：3か月毎に、3か月分を上限に本人の口座に振り込みます。

返済方法

- ・ 貸付日の属する月の翌月末以降、毎月末日を約定返済日とします。
- ・ 訓練終了月の1年後の末日までは元金据置期間として、利息のみの返済となります。
- ・ 基本的に、利息の支払いは訓練期間中に始まります。
- ・ 元金据置期間終了後から10年以内に元利均等払いにより返済します（最終弁済時の年齢は76歳未満）。
- ・ 貸付金の返済は、本人の労働金庫の口座から自動引き落としとなります。

さらに！

一定の要件を満たした場合、**融資額の返済が一部免除**されます。

具体的な手続きは、お近くのハローワークにご相談ください！

（全国のハローワーク）



（制度ホームページ）



利用条件及び一部返済免除の概要などは裏面をご覧ください。



融資を受けるには、 条件を満たす方が対象の教育訓練を受講することが必要です。

融資を利用できる方の主な条件

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- 過去に3年以上の就業経験があること
- キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成していること
- 融資申込時に18歳以上、融資開始時に66歳未満であること 等

融資の対象となる教育訓練

- 訓練期間が1か月以上4年以内のもの（融資期間は、訓練期間のうち訓練開始から最大2年間）
- 以下のいずれかに該当するもの
 - ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校または各種学校が提供する教育訓練
 - ・ 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練
 - ・ 求職者支援訓練または公共職業訓練等

返済の一部免除

以下の要件を満たしたことをハローワークが確認した場合、当該日の債務残高の一部を「免除割合」のとおり免除します。

- ・ 融資申込時点での融資対象者本人の年収が500万円未満であること
- ・ 求職者支援訓練、公共職業訓練または教育訓練給付金の指定講座を修了すること
- ・ 訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること
- ・ 訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5%以上上昇していること

免除割合	賃金が5%以上上昇した時	残債務の30%（上限額は100万円）
	賃金が10%以上上昇した時	残債務の50%（上限額は150万円）

以下の事項にご注意ください

- ◆ この制度は利息を含めて返済が必要になります。融資を受ける額は、将来返済が可能であり、真に必要な額としてください。利息の返済は教育訓練受講中に必要になる場合があります。
- ◆ 労働金庫で行う金融機関としての審査の結果、貸し付けを受けられない場合があります。
- ◆ 訓練を途中で辞めた場合、速やかにハローワークに届け出て、労働金庫で契約変更の手続きを行ってください。
- ◆ 申請書類の虚偽記載による貸し付けの不正利用が発覚等した場合、直ちに債務残高の全額を一括返済しなければなりません。また、詐欺罪などで処罰されることもありますのでご注意ください。
- ◆ 約定どおりに返済がなされない場合には、個人信用情報機関に遅滞状態にある旨が登録され、他の金融機関を利用する際に不利益を受ける可能性がありますので、ご注意ください。
- ◆ 返済免除額のうち、生活費にかかる額は一時所得として所得税の課税対象となるため、一定金額以上の生活費用の返済の免除を受けた場合、確定申告の手続きが必要となります。

熱中症予防対策の徹底を改めて要請

職場における熱中症対策の徹底については、福島労働局（局長 岡田 直樹）から県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、本年5月13日付の要請（翌月2日付けでプレスリリース済みです）等をお願いをしているところですが、

○令和7年の福島県内の職場における熱中症による死傷者数が、8月末時点（速報値）で27人となり、過去最多を上回ることが確定したこと

○令和7年は、9月以降も平均気温が平年より高くなることが予想されており、熱中症の発症リスクの高止まりが懸念されること

を踏まえ、本日、福島県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、労働者の熱中症予防対策の徹底について改めて文書要請を行いました。

要請では、引き続き、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）及び「令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」（令和7年2月28日付け基安発0228第1号）に基づいて、関係事業者へ熱中症予防対策の周知を行っていただくよう要請しています。併せて、福島労働局が作成した熱中症予防対策にかかるチェックリストの周知へのご協力をお願いしております。

福島労働局及び各労働基準監督署では、今後もあらゆる機会を捉え、熱中症予防対策の徹底を図ってまいります。

（参考）



職場における熱中症予防情報（厚生労働省ホームページ）
〔令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱等を含む〕
(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)



熱中症予防対策リーフレット（福島労働局ホームページ）
(https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)

福島労発基 0909 第 2 号
令和 7 年 9 月 9 日

関係団体の長
発注機関の長 } 殿

福島労働局長
(公印省略)

職場における熱中症予防対策の徹底について（再要請）

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 7 年 5 月 13 日付け福島労発基 0513 第 4 号「職場における熱中症予防対策の徹底及び改正労働安全衛生規則の周知について」及び令和 7 年 7 月 16 日付け福島労発基 0716 第 4 号「建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）」により御協力をお願いしているところです。

しかしながら、令和 7 年の福島県内の職場における熱中症による死傷者数は、8 月末時点（速報値）で 27 人となり、過去最多を上回ることが確定しました。

本年は、9 月以降も平均気温が平年より高くなることが予想されており、熱中症の発症リスクの高止まりが懸念されることから、対策に万全を期することが重要です。

つきましては、引き続き、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）及び「令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」（令和 7 年 2 月 28 日付け基安発 0228 第 1 号）に基づいて、関係事業者へ熱中症予防対策の周知をお願い申し上げます。また、福島労働局では別添のとおり熱中症予防対策にかかるチェックリストを作成いたしましたので、活用の一層の取組を進めていただけるよう、併せて周知への御協力をお願い申し上げます。

【参考情報】



職場における熱中症予防情報（厚生労働省ホームページ）
〔令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱等を含む〕
(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)



熱中症予防対策リーフレット（福島労働局ホームページ）
(https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)

令和 7 年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（福島県）

（令和 7 年 8 月 31 日時点速報値）

1. 職場における熱中症による死傷者数の推移

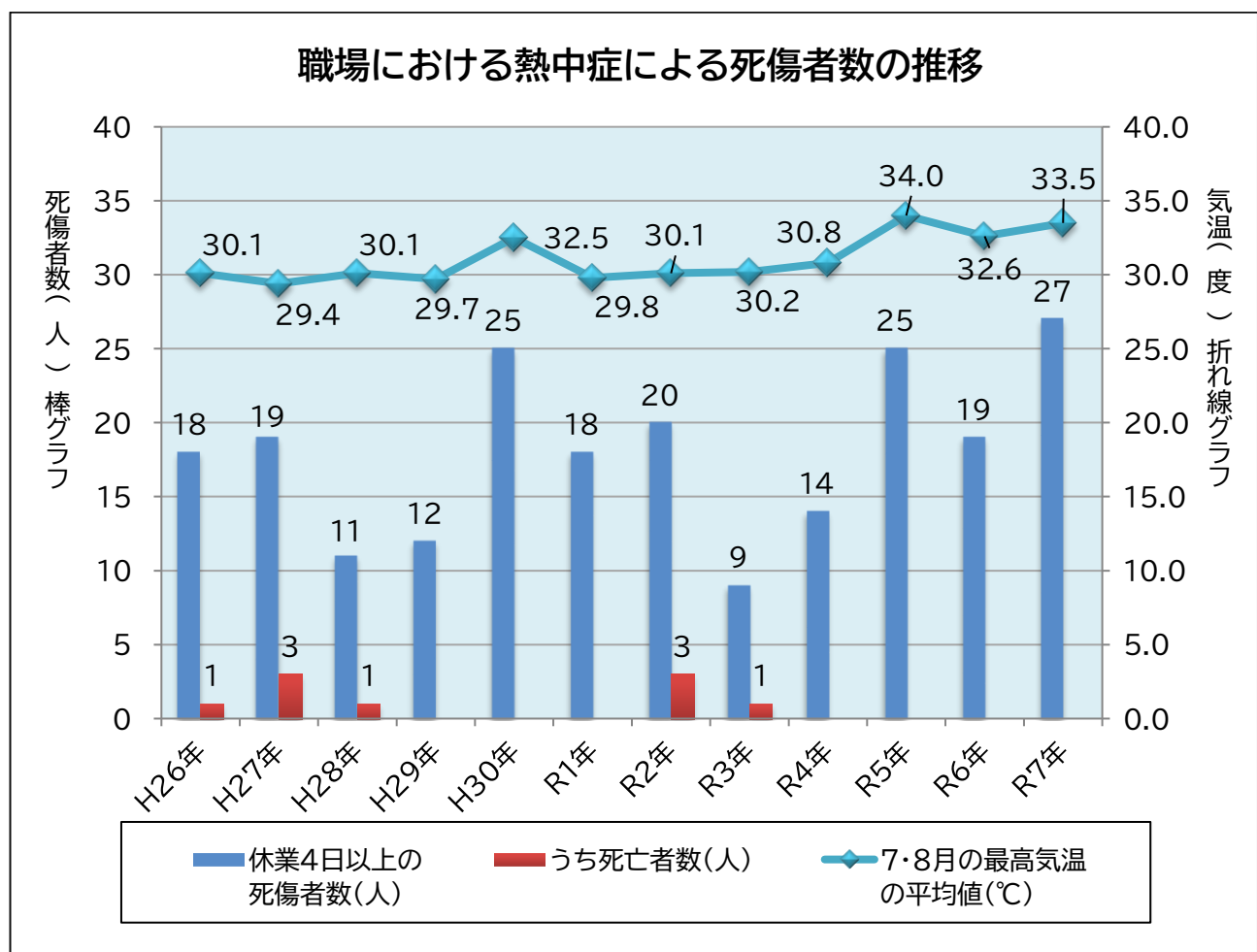
職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 26 年～令和 7 年）

（人）

H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
18	19	11	12	25	18	20	9	14	25	19	27
(1)	(3)	(1)				(3)	(1)				

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



2. 業種別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

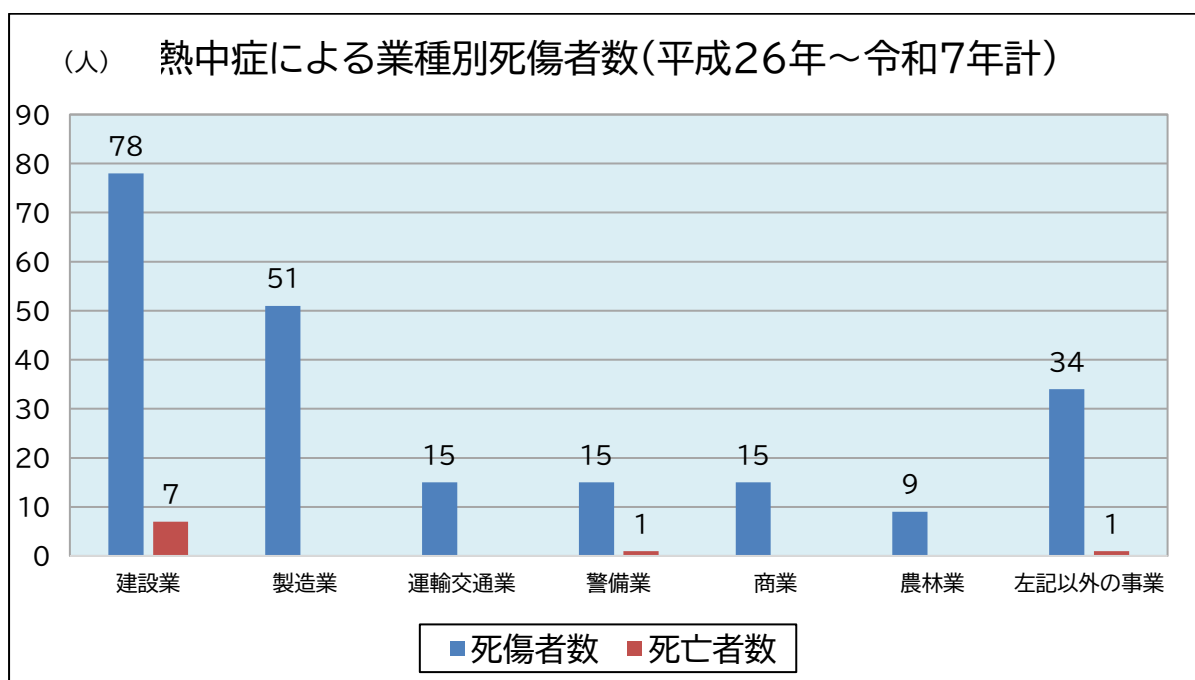
(人)

熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 26 年～令和 7 年）

	建設業	製造業	運輸交通業	警備業	商業	農林業	左記以外の事業	計
H26 年	7 (1)	3	1		2	1	4 (1)	18 (1)
H27 年	10 (3)	4		1			4	19 (3)
H28 年	5 (1)	3	1	1	1			11 (1)
H29 年	5	4	1	1	1			12 (0)
H30 年	10	3	1	1	3	3	4	25 (0)
R1 年	5	7	1	1			4	18 (0)
R2 年	7 (3)	6	3	1	2		1	20 (3)
R3 年	4	1		1 (1)	1		2	9 (1)
R4 年	3	2	2	1	2	1	3	14 (0)
R5 年	8	5	1	4	1	1	5	25 (0)
R6 年	5	7	4			1	2	19 (0)
R7 年	9	6		3	2	2	5	27 (0)
計	78 (7)	51 (0)	15 (0)	15 (1)	15 (0)	9 (0)	34 (1)	217 (9)

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



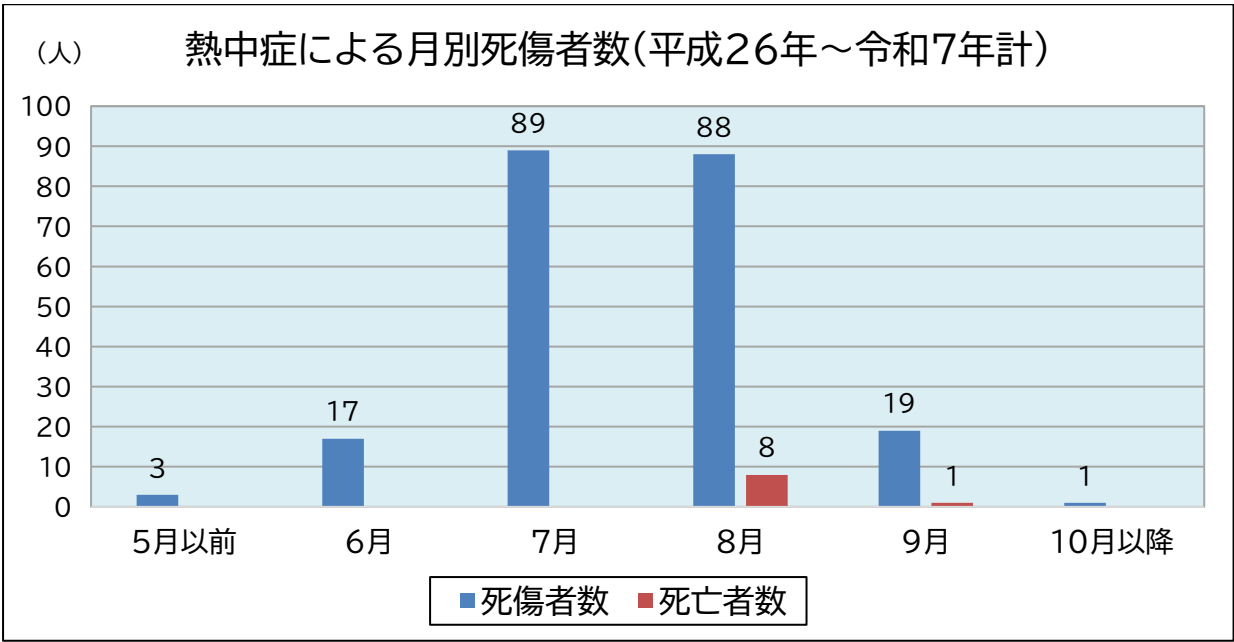
3. 月・時間帯別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

（1）月別発生状況

熱中症による死傷者数の月別の状況（平成 26 年～令和 7 年） (人)

月	5 月以前	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月以降	計
H26 年		1		7 (1)	10		18 (1)
H27 年	1	1	11	6 (3)			19 (3)
H28 年		1	4	5	1 (1)		11 (1)
H29 年			9	3			12 (0)
H30 年	1	2	16	5	1		25 (0)
R1 年			5	13			18 (0)
R2 年	1		1	17 (3)	1		20 (3)
R3 年		1	1	7 (1)			9 (1)
R4 年		1	6	5	1	1	14 (0)
R5 年		1	12	10	2		25 (0)
R6 年		1	10	5	3		19 (0)
R7 年		8	14	5			27 (0)
計	3 (0)	17 (0)	89 (0)	88 (8)	19 (1)	1 (0)	217 (9)

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。
※5 月以前は 1 月から 5 月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までを指す。
※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況 (平成 26 年～令和 7 年)

(人)

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (平成 26 年～令和 7 年)

	9 時台 以前	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 時 台 以降	計
H26 年	2	1	1 (1)	1	3	3	1	3	2	1	18 (1)
H27 年	2	2	1	2	1	5 (1)	3 (1)	1 (1)	1	1	19 (3)
H28 年	1			2		3 (1)	3		1	1	11 (1)
H29 年	1	1	1	2			1	2	1	3	12 (0)
H30 年	2	5	2	2	2	2	4	2	1	3	25 (0)
R1 年	1		2	2	1	7	2	2		1	18 (0)
R2 年	4		3	3 (1)	3	4 (1)	3 (1)				20 (3)
R3 年	1	1	2				2	1 (1)	2		9 (1)
R4 年	2		3	1			2	2	3	1	14 (0)
R5 年	2	2	6	2	1	2	5	3	2		25 (0)
R6 年	3	3	1	1	1	3	4		3		19 (0)
R7 年	2	2	7		4	2	7	3			27 (0)
計	23 (0)	17 (0)	29 (1)	18 (1)	16 (0)	31 (3)	37 (2)	19 (2)	16 (0)	11 (0)	217 (9)

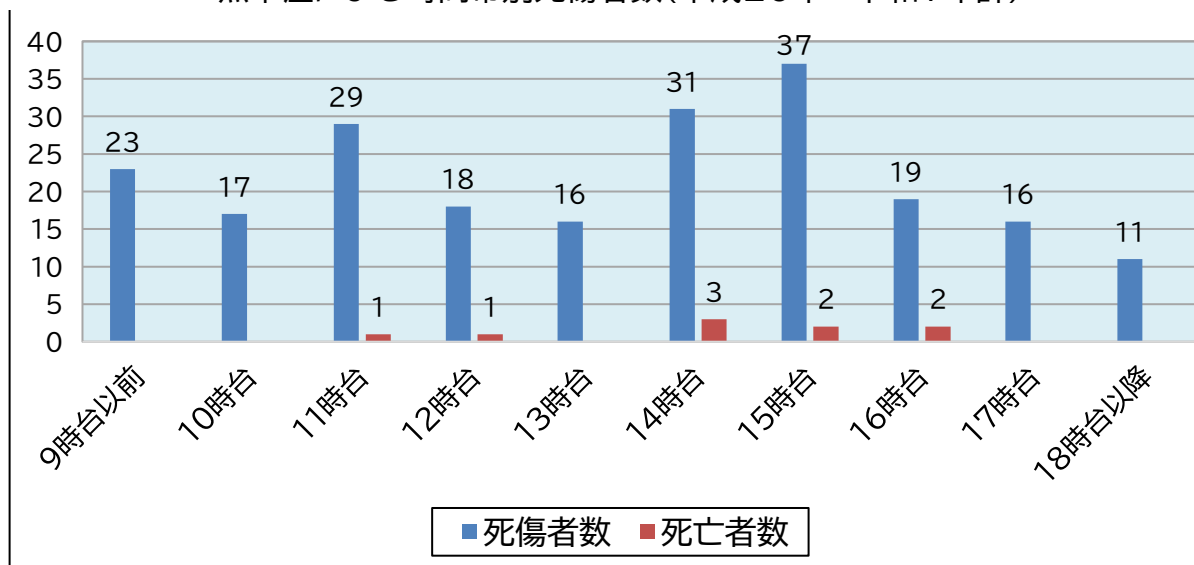
※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。

※9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。

(人)

熱中症による時間帯別死傷者数(平成26年～令和7年計)



4. 年齢別発生状況（平成 26 年～令和 7 年）

(人)

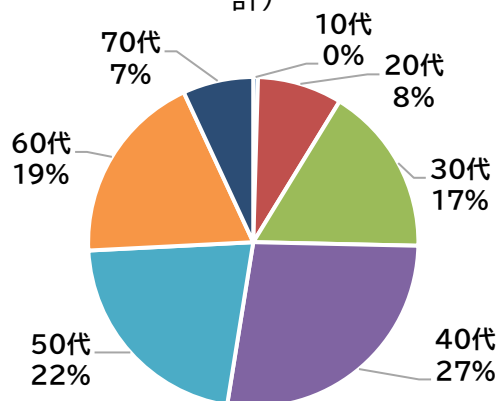
熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 26 年～令和 7 年）

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳 以上	計
H26 年		2	6	4 (1)	3	2	1		18 (1)
H27 年		2	3 (1)	5 (1)	4 (1)	5			19 (3)
H28 年		2	2 (1)	3	3		1		11 (1)
H29 年	1	1	2	5	1	1	1		12 (0)
H30 年		1	3	4	12	5			25 (0)
R1 年		1	2	4	7	2	2		18 (0)
R2 年		3	1	7 (2)	2	7 (1)			20 (3)
R3 年		1	2	5 (1)	1				9 (1)
R4 年			2	5		6	1		14 (0)
R5 年			3	6	6	5	5		25 (0)
R6 年		2	4	3	5	3	2		19 (0)
R7 年		3	6	8	3	5	2		27 (0)
計	1 (0)	18 (0)	36 (2)	59 (5)	47 (1)	41 (1)	15 (0)	0 (0)	217 (9)

※令和 7 年の件数は、令和 7 年 8 月 31 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による年齢別死傷者数の割合(平成26年～令和7年計)



熱中症予防対策にかかるチェックリスト（労働安全衛生規則・要綱関係）

令和7年6月1日から熱中症の初期対応について労働安全衛生規則（第612条の2）が改正されましたので、その内容と職場における熱中症予防対策要綱（クールワークキャンペーン）をチェックリストにまとめました。チェックリストを活用して、事業場や作業場所ごとの取組状況を確認しましょう。

I 職場における熱中症予防基本対策要綱、STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱 関係

「職場における熱中症予防基本対策要綱」（以下「対策要綱」）は、職場における基本的な熱中症予防対策をまとめたもので、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」においては対策要綱のうちキャンペーン期間中の重点実施事項を示したものですので、取組に当たっては以下の事項について、事業場の実情に応じて実施しましょう。

1 作業環境管理

（1）作業場所のWBGT値※を低減させるための措置

※WBGT(Wet-Bulb Globe Temperature:湿球黒球温度)値とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと。

- ☐ 作業場所のWBGT値を把握しましょう



熱中症予防情報サイト



【WBGT値指数計】

【ポイント】

適切な熱中症予防対策を行うために作業場所のWBGT値を把握しましょう。

WBGT値指数計を用いて実測する方法の他、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等によって確認することが可能です。

作業場所がWBGT基準値を超えるおそれがある場合には以下の事項を実施しましょう

- ☐ 直射日光や照り返しを遮る屋根や遮へい物を設置しましょう

- ☐ 適度な通風又は冷房設備を設置しましょう

【ポイント】

設置した設備の点検を定期的に行いましょう。

（2）休憩場所の整備等

- ☐ 冷房設備を備えた休憩場所や日陰等のある涼しい休憩場所を設けましょう

- ☐ 足を伸ばして横になれる広さを確保しましょう

- ☐ 身体を冷やすことのできる物品及び設備を設置しましょう

【ポイント】

氷、冷たいおしぼりを用意したり、水風呂、シャワー等を設置したりしましょう。

- ☐ 飲料水、塩飴等を常備しましょう

【ポイント】

水分、塩分の補給を定期的かつ容易に行えるようにしましょう。

2 作業管理

（1）作業負担の軽減等

- ☐ 単独作業を控えましょう

- ☐ こまめな休憩時間を確保し、連続作業時間を短縮しましょう

- ☐ 身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けましょう

- ☐ 状況に応じて作業場所を変更しましょう

【ポイント】

なるべく作業場所が日陰になるように午前と午後の作業場所を変える等しましょう。

（2）暑熱順化※

※身体を暑さに慣らすこと。

徐々に暑い環境に適応していくことで、熱中症になりにくい身体を作ることができます。

- ☐ 計画的に暑熱順化期間を設けましょう

【ポイント】

身体が暑さに慣れるまでは、2週間ほどの暑熱順化期間(短時間の作業や軽作業から始め、作業時間や内容を調整しながら、身体を徐々に暑い環境に適応させる期間)を設けましょう。

また、数日暑さから遠ざかると暑熱順化の効果はなくなるため、長期連休明け等も注意が必要です。

(3) 水分及び塩分の摂取

- ☐ 水分・塩分の定期的な摂取を指導しましょう

【ポイント】

本人の自覚症状の有無にかかわらず定期的な水分・塩分の摂取を指導しましょう。加齢や疾患によってのどの渇きを感じにくくなることがありますので注意が必要です。

- ☐ 労働者の水分・塩分の摂取状況を確認しましょう

【ポイント】

摂取状況確認表の作成、作業中の巡視等を行いましょう。

(4) プレクーリング※の実施

※作業開始前にあらかじめ深部体温を下げることで、作業中の体温上昇を抑えること。

- ☐ プレクーリング(①又は②)を実施しましょう

①体表面を冷却する方法:

10～15℃の水に手足を10分間つける

②体内から冷却する方法:

冷水やアイススラリー※を飲む

【ポイント】

作業開始前や休憩時間中に、①、②のいずれか実施しやすい方法で取り組みましょう。

※細かい氷の粒子のあるシャーベット状の液体。

(5) 熱中症の初期対応の迅速化

★労働安全衛生規則が改正され、対象作業については義務化されています

- ☐ 作業中の巡視を行いましょう

【ポイント】

作業中も作業員の健康状態や作業環境を定期的に確認しましょう。熱中症の兆候がある者を発見した場合やWBGT値が基準値を大きく上回っていることを確認した場合等には直ちに作業を中断し、必要な措置を講じましょう。

- ☐ 連絡体制を整備する

【ポイント】

最寄りの医療機関や救急車要請場所を決めておいて、関係者に周知しましょう

(6) 服装等

- ☐ 透湿性・通気性の良い服装や、身体冷却機能のある服を着用させましょう

【ポイント】

熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、作業中の深部体温上昇を防ぐものを採用しましょう。ファン付き作業服、アイスベスト等も活用しましょう。

3 管理体制、労働衛生教育

(1) 熱中症予防対策のための管理体制を整備

- ☐ 熱中症予防管理者を選任しましょう

【ポイント】

講習会の受講は必須ではありませんが、熱中症について十分な知識を有する人を選任しましょう。(熱中症予防管理者は、必ずしも現場の責任者である必要はありません。)

- ☐ 熱中症予防管理者等の業務内容を確認しましょう

【ポイント】

熱中症予防管理者の主な業務は、作業場所のWBGT値の把握や熱中症対策状況の確認、現場巡視等ですが、作業場所ごとに具体的な業務内容を確認しておきましょう。

(2) 作業者に対する熱中症対策の教育

- ☐ 熱中症に係る基本事項についての教育を行いましょう

職場における熱中症
予防情報サイト



【ポイント】

厚生労働省のインターネットサイト「職場における熱中症予防情報」の教育用動画や資料等を活用して、繰り返し教育しましょう。

- ☐ 救急処置について周知しましょう

福島労働局
ホームページ



【ポイント】

福島労働局ホームページに掲載している「STOP!熱中症クールワークキャンペーンふくしま(改正規則関係カード)」を配布する等により周知しましょう。

4 健康管理等

- ☐ 健康診断結果等に基づいて対応しましょう

【ポイント】

異常の所見がある者や、持病の治療中の者を作業に就かせるときには、作業の可否を医師に確認し、必要に応じ、就業場所の変更、作業の転換等適切な措置を講じましょう。

- ☐ 日常の健康管理について指導しましょう

【ポイント】

睡眠不足や前日の多量の飲酒、朝食の未摂取等がないように、日常の健康管理について指導しましょう。また、体調等に懸念事項があれば事前に申し出るように指導しましょう。

Ⅱ 労働安全衛生規則（第612条の2） 関係

熱中症の重篤化を防止するために、【対象作業】を行う場合には【措置内容】を実施してください。
(これを怠ると6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される可能性があります)

【対象作業】

(1) 暑熱な場所での作業である(①か②に該当)

☐ ①WBGT値(暑さ指数)が**28度**以上

☐ ②気温**31度**以上

+

(2) 一定時間以上の作業である(①か②に該当)

☐ ①**連続1時間**以上

☐ ②1日**合計で4時間**を超える

作業内容が(1)、(2)の両方に該当する場合、
次の①～③の**取り組みが必須**です。

※対象作業に該当しない場合でも、措置内容を
実施するよう努めてください。

【措置内容】

① 報告体制の整備…熱中症の初期症状にすぐに気づくための体制を整えること(第1項)

以下のいずれかを実施してください

☐ 報告を受ける者や連絡方法を定める

【ポイント】

緊急連絡網を作成する等、報告先やその方法を定めてください。

上記以外に推奨される方法

☐ 責任者等による作業場所の巡視をする

☐ 作業者同士が互いの健康状態を確認し合うバディ制を採用する

☐ ウェアラブルデバイスを活用する



ウェアラブルデバイスの例

【ポイント】

当該機器は着用者の健康状態を必ずしも正確に把握できるものではないため、他の方法と組み合わせて用いることが望ましいです。

☐ 責任者・労働者双方の定期連絡を行う

☐ 上記以外で作業場所の状況に応じた方法を定める

② 実施手順の作成…熱中症が疑われる者が現れた場合の対応手順を定めること(第2項)

☐ 実施手順を作成する

【ポイント】

発見してから、作業離脱、身体冷却、責任者に連絡、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせる等の手順を作成してください。

③ 関係者への周知…①報告体制、②作成した実施手順を関係者に周知すること(第1項、第2項)

以下のいずれかを実施してください

【ポイント】

周知すべき関係者には、自社が直接雇用する労働者だけでなく、一人親方等も広く含まれます。

☐ 作業者が見やすい場所へ掲示する

☐ 文書で配布する

☐ メール等で送付する

☐ 朝礼等口頭で伝達する

【ポイント】

口頭だけでは内容が確実に伝わらない可能性もありますので、他の手段を組み合わせる周知してください。

☐ 上記以外の方法で周知する

<参考>労働安全衛生規則（第612条の2）の実施手順、報告体制の作成例

【実施手順の作成例】

程度	症状	治療	症状者を発見した時の現場対応
I 度	軽度 【意識障害はなく水分の経口摂取が可能】 めまい、立ちくらみ、生あくび、筋肉痛、 大量の発汗、筋肉の硬直（こむら返り）	通常は現場 で対応可能	症状が改善する場合には現場での 応急処置（作業離脱、水分・塩分 摂取、身体冷却）と見守りでOK
II 度	【水分の経口摂取が困難】 頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下	医療機関の 治療が必要	I 度の症状が改善されないときや II 度、IV度の症状が出現したとき はすぐに医療機関へ搬送する
III 度 IV 度	重度 【意識障害がある、高体温】 意識がない、痙攣発作、身体が熱い	入院治療が 必要	直ちに救急車を要請する

【ポイント】

実施手順は、表やフロー図等、作業実態や事業場の状況等を踏まえて作成して構いません

熱中症のおそれのある者を発見

●責任者に電話で連絡する

作業離脱・身体冷却

呼びかけに應えるか

いいえ

救急車を要請

（判断に迷う場合は # 7119 に相談）

はい

水分を自力で摂取できるか

いいえ

医療機関へ搬送

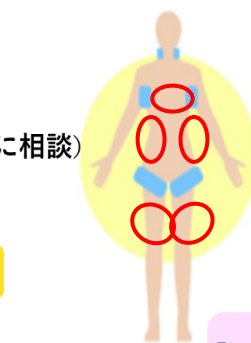
はい

症状が改善するか

いいえ

はい

回復まで安静にする



冷却重点箇所

【ポイント】

熱中症のおそれのある者を発見したときに どうすれば良いか分かるように作成しましょう

※ 症状が急変することもあるため 1 人にしないこと

【報告体制の作成例】

責任者 （報告を受ける者）	（氏名） （電話）
------------------	--------------

【ポイント】

救急車要請場所や病院に搬送する場合の医療機関をあらかじめ定めておくことが推奨されます

救急車要請場所	（名称）例：〇〇会社〇〇工場、〇〇建設の工場現場 （住所） （番地の無い現場の場合の目印）例：〇〇公園の西側
---------	--

【ポイント】

事業場や作業場所ごとに具体的に記載してください
あいまいな表現は緊急時に混乱するので注意が必要です

医療機関	（名称） （電話） （住所）
------	----------------------